

防犯カメラ設置に対して 補助金を交付します！



●目的

犯罪抑止力と地域の防犯力を高めるために、防犯カメラ設置に対して補助金を交付します。

●対象となる機器

防犯カメラ及び録画機

犯罪の発生を抑制するため、屋外（建物に附属する自走式屋内駐車場にあっては当該駐車場内）に継続的に設置される夜間撮影が可能な防滴仕様又は防雨仕様のカメラ及び防犯カメラで撮影した画像を記録する装置で、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたもの

●補助対象者の条件

駐車場の所有者または管理組合であって、市税を滞納していないこと。管理組合にあっては代表者及び役員に係る市税を滞納していないこと。

●補助対象経費

次のいずれにも該当する駐車場における防犯カメラ等の設置に要する経費

- (1) 市内にある専ら居住の用に供されている住居のための駐車場であること
- (2) 自動車は10台以上、自転車は20台以上の収容能力があること
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた駐車場でないこと

●補助金の額

補助対象経費に2分の1を掛けた額とし、50万円を限度とします。なお、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

●よくある質問

- Q1. 既に設置したものについて、申請することはできますか？
- A1. 補助金の交付を受けるためには、防犯カメラ等の設置に着手する前に、交付申請をする必要があります。このため、交付決定以前に工事に着手したものや、設置が完了したものは補助の対象となりません。
- Q2. 日本防犯設備協会の認定品でないと補助対象になりませんか？
- A2. 同協会の認定品でなければ、補助対象にはなりません。
(補足) 補助対象に設置された防犯カメラには、犯罪の抑止効果だけでなく、犯人検挙につながる捜査情報としての役割も期待しています。このため、日本防犯設備協会による認定を受けたものであれば、品質、耐久性等が保証されていると考え、本事業の補助対象としています。
- Q3. 会社寮の駐車場にカメラを設置した場合は、対象になりますか？
- A3. 対象になります。

●申請から請求までに必要な手続きについて

交付申請	次の書類を提出してください。
	1 防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（様式）
	2 補助対象経費が分かる見積書の写し
	3 防犯カメラ及び録画機等の概要が分かる図面、カタログ等
	4 防犯カメラ等の設置場所の設置前の現況写真及び付近見取図
	5 プライバシーの保護に関する誓約書（様式）
	6 市税の完納を証する納税証明書（発行から3か月以内）
7 駐車場利用者の同意を得たことが分かる書類	



交付決定	書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、通知します。
------	----------------------------



工事着工	補助金の交付決定通知の後、工事を着工してください。
------	---------------------------



（工事完了）

実績報告	工事が完了したら、次の書類を提出ください。
	1 補助事業等実績報告書（様式）
	2 防犯カメラ等の設置に係る契約書及び領収書の写し
	3 設置した防犯カメラ等の現況写真
4 設置した防犯カメラにより撮影された画像	



補助金確定	書類審査、現地調査を行い補助額の確定通知をします。
-------	---------------------------



補助金の請求	次の書類を提出してください。補助金を指定口座へ振り込みます。
	・ 請求書（様式）

※（様式）とある書類については、くらし安心課に様式があります。

※請求書の提出から3週間程度で入金されます。

※予算の範囲内での補助となりますのでご了承ください。



お問い合わせ先

刈谷市役所生活安全部くらし安心課 電話 0566-62-1010